

会 議 要 旨

会議名	平成29年度 第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会
開催日	平成29年6月23日（月） 午後2：30～午後3：15
開催場所	館山市役所 4号館第1会議室
出席者	三芳水道企業団水道事業運営審議会委員 （9名） 事務局 （6名）
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の場合の理由	円滑な審議運営のため、発言者の氏名については非公開
傍聴者	3名
会議概要・結果等	<p>1. 委嘱状の交付</p> <p>2. 企業長挨拶</p> <p>3. 委員紹介・事務局職員紹介</p> <p>4. 開会</p> <p>5. 会長あいさつ</p> <p>6. 議事</p> <p>（1）水道料金表について これまで審議した方針（平均改定率は5％，現行の逡増型は維持するが使用量の多い使用者については，増加額を低く抑えるよう考慮する。）について確認を行った。 料金表案については，これまでの審議の方針を踏まえ，基本料金と従量料金の両方について改定することとし，本来基本料金で賄うべき部分に重点を置いて改定するが，極端な上げ幅とならないように考慮した料金表案とした。</p> <p>（2）水道料金の改定日について 平成30年4月1日施行とした。 住民周知については，きめ細やかに行うことが必要である事を確認した。</p> <p>（3）答申について 答申原案については，委員長，副委員長及び事務局で作成し，原案がまとまった段階で事務局から各委員に説明し，意見がまとまり次第再度会議を開くことなく答申を作成し企業長に提出することとした。</p> <p>（4）その他 審議会の方針については，尊重し，変更はしない。ただし，審議会が審議したことについては，一言一句全て変わらないとは限らない事を了承した。</p>

平成29年度 第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成29年6月23日(金) 14時30分～15時15分
- 2 場 所 館山市役所 4号館第1会議室
- 3 出席委員 石井 久治(会長), 寺澤 利郎, 石井 敬之, 今井 義明
大和地 紀昭, 黒川 憲治, 伊藤 一雄, 吉川 進, 田邊 ひとみ
計 9名
- 欠席委員 佐野 義雄(副会長)
- 三芳水道企業団 事務局 長 網代 芳行 施設担当次長 石井 良市
総務係 長 小倉 栄寿 業務係 長 井上 英介
業務係 員 渡邊 秀樹 総務担当主任主事 永井 茂樹

- 審議会次第
1. 委嘱状の交付
 2. 企業長挨拶
 3. 委員紹介・事務局職員紹介
 4. 開会
 5. 会長あいさつ
 6. 議事
 - (1) 水道料金表について
 - (2) 水道料金の改定日について
 - (3) 答申について
 - (4) その他
 7. 閉会

- 会議資料
1. 会議次第
 2. 委員名簿
 3. 出席職員名簿
 4. 席次表
 5. 資料1 水道料金表について
 6. 資料2 水道料金の改定日について

会議録

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本会議は、公表としています。また、本日の傍聴者数は、3名でございます。本日の資料について、ご確認をお願いいたします。会議資料はお手元にございまして、6点でございます。</p> <p>最初が会議次第、次が委員名簿、次が出席職員名簿、次が席次表、次が平成29年度第1回三芳水道企業団水道事業審議会資料1水道料金表について、最後に、平成29年度第1回三芳水道企業団水道事業審議会資料2料金の改定日について</p> <p>以上6点。</p> <p>不足している資料がございましたら、お申し出ください。</p> <p>【委嘱状の交付】</p> <p>それでは、次第の1、委嘱状の交付でございます。</p> <p>過日、三芳水道企業団水道事業運営審議会の委員のうち住民代表である渡辺静夫様から、辞任届が提出され、新たに伊藤一雄様において審議委員をお引き受けいただきました。</p> <p>つきましては、金丸謙一企業長から委嘱状を、交付させていただきます。恐れいたします、伊藤様には、その場でご起立をお願いします。</p> <p>(企業長より委嘱状の交付)</p>
事務局	<p>続きまして、次第の2、企業長挨拶でございます。</p> <p>平成29年度第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会を開催するに当たり、金丸謙一企業長より、ご挨拶を申し上げます。</p>
企業長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多用の中、また大変暑い中、平成29年度第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、皆様方には日頃より、三芳水道企業団の水道事業に格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、伊藤一雄様におかれましては、委員の就任につきまして、快くお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、当審議会には昨年7月、水道料金のあり方として諮問を行い、5回にわたり慎重かつ活発な審議を重ねていただき、3月に中間答申をいただきました。誠にありがとうございました。</p> <p>中間答申では、生活への影響を最小限にとどめ平均改定率5%の料金改定をお示しいただいたところですが、今年度におきましては、この中間答申でお示しいただいた方針に基づき、答申に向け更なる慎重かつ活発な審議を行っていた</p>

だき、将来にわたって安全で安心な水道水を供給するという目標に向け、お力添え賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

事務局

ありがとうございます。

ここで、まことに恐縮ではございますが、金丸企業長におきましては、所用のため、退席させていただきます。ご了承下さい。

企業長

すみません、よろしく申し上げます。

事務局

次に、次第の3、委員紹介、事務局紹介でございます。

本日は、今年度初めての審議会でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、石井会長から、時計回りをお願いしたいと思います。石井久治様をお願いします。

自己紹介

【委員自己紹介】

ありがとうございました。なお、佐野義雄委員におかれましては、本日は欠席でございます。

次に、事務局職員につきましては、事務局長から自己紹介をいたします。

【事務局自己紹介】

事務局

それでは、ただ今から平成29年度第1回三芳水道企業団水道審議会を開会いたします。

本審議会は、審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席で成立することとなっております。

本日、9名の委員に、ご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、次第の5、会長挨拶でございます。恐れ入ります。石井久治会長より、ご挨拶をいただきたいと思っております。石井会長よろしくお願ひいたします。

会長

こんにちは。本日はご多忙のところ、平成29年度第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、伊藤委員におかれましては、この度、新に委嘱されたわけでございますが、住民代表として活発な議論をお願いしたいと思います。

さて、本日はこれまで審議した内容に沿いまして、本年3月に中間答申として示した料金改定の方針に基づき、実際に住民の皆様にご負担していただくこととなる水道料金表と、料金の改定日について審議を行うこととしております。本日も審議いただいたのちに、これまで審議した事柄についてとりまとめて、答

申書案を作成する予定でございますので、活発なご意見をいただけますよう、ご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして次第の6、議事でございますが、三芳水道企業団 水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、このあとの議事進行につきましては、会長が行うこととなります。石井会長よろしく願いいたします。

議長

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。
はじめに、議事の1水道料金表について、事務局から説明をお願いします。

事務局

水道料金表について、ということで資料1の説明をさせていただきます。
まず、具体的な資料の説明に入る前に中間答申までの内容をおさらいさせていただきます。今までの審議の中で従来どおり水道料金については、基本料金と従量料金の二部制で基本水量は付けませんということで決まっております。
また、料金の改定率については、平均5%とすることで市民生活への影響を最小限度にとどめるということ。それと、水道料金の体系につきましては、現行の逓増型を維持するということですが、使用量の多い方々につきましては、考慮するというので、審議会で審議いただいたところでございます。
本日は、この方針に基づいて、具体的な料金表をお示ししてご審議いただければと思っております。お手元の資料とプロジェクターと合わせて見ていただきたいと思っております。一枚めくりますと、原価の分解と配分と言う表がございます。料金の具体的な審議をしていただく前にいくつか水道料金のきまり方ですとか前提となったことをいくつか説明させていただきたいと思っております。
水道料金につきましては、総括原価方式に基づきまして必要な費用を出しまして、どのくらい料金からもらえばいいのか、と言うところを出してそれを各料金のほうに按分して出すということで決まっております。総括原価をまず一番左の需要家費から固定費、変動費に分けます。需要家費につきましては、代表的な支出としましては、検針、料金徴収委託、メーターの交換費用ということになっております。これは需要家の存在によって発生する費用となっております。固定費につきましては、給水量に関係なく給水施設を維持していくために必要となる費用で先ほどの需要家費となるものを除いたものとなりますけれども、この部分は企業団の支出のほとんどの部分となっております。変動費につきましては、給水量の増減に伴いまして増えたり減ったりします薬品費や動力費、受水費の従量料金の部分などが変動費として積算したところでございます。本来固定費と需要家費を合わせたものが、水道を使っても使わなくても出る費用ですので、基本料金で賄うものと言うことになっているところですが、実際これで基本料金を全て賄うことにしますとほとんどが基本料金になってしまいますので、使っても使わなくても莫大な水道料金を取らなければいけなくなってしま

います。水道につきましては、生活用水が主なものになっていますので、この固定費の部分を更に一定の按分で従量料金、変動費のほうに加算して基本料金と従量料金というかたちで決めているところです。企業団におきましては、現在の基本料金は水道料金全体の18.1%、従量料金は81.9%という形になっております。この表におきましては、本来基本料金で賄うべきものは、87%であるということを確認いただければと思います。

次のページです。

こちらは、用途別の件数を集計したグラフです。水道料金を決めていきます審議の中で、水量の多い方に考慮するということがございましたので、どのような所が多い水量を使っているのかを、使用の用途別にグラフにしたものです。

縦軸の表現の値にばらつきがありますので、用途ごとの傾向をみるということでご理解いただきたいと思います。

代表的なものをいくつか話をさせていただきます。

企業団は先ほど話しましたようにほとんどが生活用水ということから考え、一般住宅を見ますと下の段階1 m³から40 m³の方がほとんどなっております。官庁につきますと大きいところで、自衛隊さんが500以上と言うところに入っています。学校につきましては、プール等もございまして季節によりますが、使用量が多くなっています。又、特定施設につきましては、だいぶ件数が増えてきましたが、お風呂等も使いますので、水量を使う傾向でございます。この表は以上でございます。

次は、先ほどのグラフを表にしたものです。

一般住宅が84%を占めています。また、40 m³までで95%となっております。

口径別集計表については、口径別では、どのような口径が多いかを示したもので、13mmが94%をしめているのでシミュレートは13mmの1ヶ月でおこなっています。

次からは、実際の料金改定の案を見ていただきまして、これを基にご審議いただきたいとおもいますが、先に前提条件をお話しさせていただきます。

まず、現行料金の体系で30年度の収益の予測をたてました。ここから審議会で審議していただきました5%収入を上げる形を3案ほどお示しさせていただいております。

まず、案1ですけれども、こちらは基本料金のみをアップして増加率を5%程度にもって来たというシミュレーションです。

案3につきましては、中間答申で5%という話がありましたので、基本料金を5%、従量料金も全て5%と言う形で増加させたものです。

案2につきましては、基本料金を10%として①と③の中間の案として示しているものです。

逡増度について説明させていただきます。これは、10 m³使用した場合の単価と最高段階の料金単価の割合を示した指標です。値が高いほど上のほうの段階の使用者に負担が大きくなっていることを示しています。①案から徐々に高

くなっています。現在の企業団の値は2.31となっています。

これらの前提条件によりそれぞれの案を表に示したのが、この表になっています。

この中で、使用水量6m³としているのは、企業団においては、一日一人当たり平均使用水量が2100であるため、一人が一ヶ月使用した平均の使用水量を想定しており、これは、独居生活の方を想定しているものです。

次のページにつきましては、今お示したものをグラフにして視覚化したものです。案1は、基本料金だけ増加したものです。この場合下のほうへ負担をかなり強いていることがわかつています。

下のほうに負担をいただいておりますが、中間層にも負担をいただいているのが案2、案3の形になります。

増加額の比較ですが、案1は基本料金だけしか上げていませんので、どこも一定ということです。

案2は、下から中間層の上がりは大いですが、多く使用している段階においては、少し上げ幅と額を少し抑えているということを示しております。

案3も同様でございますが、こちらのほうが、大口の利用者には、少し負担が多いことを示している表となっております。

最後のページでございます。これは、実際に水道料金を条例にのせ、皆さまにお示しする料金表の比較の表となっているものです。案1は基本料金のみ改定率が一律27%で、従量料金は、一切上がっておりません。

案3につきましては、基本料金は、5%で、従量料金は、最初の段階が少ないですけど、真ん中あたりで、一番使っているところの皆さんにご負担いただいて、上にあがるにしたがひまして、上げ率を下げているというところがございます。

案2につきましては、先ほど申しあげましたとおり折衷案的なもので、基本料金は10%、従量料金につきましては、案3と同様に中間を少し厚くいただくという形でお示ししているところがございます。

なお、この表を見ると少し勘違いすることもあります。従量料金は、各水量区分の料金を足し合わせた金額となります。今回の改定は、従来の逡増制を変えるものではないことはご了承下さい。

資料1の説明につきましては、以上です。

議長

ただ今の説明について、ご意見やご質問がございましたら、挙手でおねがいたします。いかがでしょうか。ありませんか。

委員

5ページですけど、口径が100ミリのところが、2件と4件総計が6件あるが、どういった所でしょうか。

事務局

工場としては、ありませんが、旧UMCに給水しているものです。これは6期分ということですので、契約としては1件です。

議長

他にございませつか。

質問が無いようですつて、事務局としての考えがあれば、事務局の意見をお願いします。

事務局

事務局のほうから、私どもの考えを示させていただきたいと思ひます。

本来あるべき姿は基本料金で、賄うべき所を賄うことが、基本とするところとだと思ひている次第です。今後水量が減少するということもありますけれども、こちらの図に示すように、いまのところは、賄えていないというのが現状です。

そこで③の案につきましては、5%ずつ上げるということですので、本来の形には近づけていないと思ひれます。しかしながら、①の案のように、基本料金だけでおこなうと27%となり、改定率としては極端すぎると考えます。したがひまして、企業団としましては、折衷案としております水道料金表案2で改定するのがよろしいのではと考へているところではす。

議長

ただ今、事務局のほうから案2でということが、出ておりますが、これについて、何かご意見ございませうか。

それでは、②の案の料金表が妥当であるということによろしいでしょうか。

委員了解

議長

それでは、ご了解いただいたようございませつて、続きまして(2)水道料金の改定日について事務局から説明をお願いします。

事務局

改定日につきましては、主に確認と言うことになるかと思ひますが、説明させていただきます。

現状の料金の場合、平成30年度には、赤字に転落しその後2、3年後には留保財源が必要とされている10億円を下回るという予測でございませつて。

また、事業統合に向けた協議が行われており、平成30年度以降にはその方針が示され今後三芳水道がどのような道をたどるのか、と言うところが決まっていくところございませつて。ですつて、統合を見据えた中であまり先まで余裕をもって改定を行つても皆様の負担が重くなるというところを判断いたしましつて、2、3年後までの料金算定を行つた中で、平成30年度当初の料金改定がよろしいのではないかというところで、審議をいただいたところございませつて。水道料金の改定日につきましては、年度当初ということで、平成30年4月1日の施行で考へているところではす。それに向けまして、審議会の中でもお話しがございませつたとおり、住民への周知は十分行つてほしいとのことでありませつたので、この審議会が終わったあと答申を企業長に行ひ、すぐさま報道機関

に答申の結果を情報提供させていただく予定です。また、その後市の広報紙などを利用して広報する予定です。

なお、企業団の議会が10月に予定されております。給水条例を改定する必要がありますので、議会の議決を得てさらに広報をまいります。

議長 　ただ今の説明のとおり、改定日は平成30年4月1日ということで、これについて何か質問がございますか。

委員 　特になし

議長 　質問がないようですので水道料金改定の日については、ご審議いただいたとおりとすることよろしいでしょうか。

委員 　了解

議長 　それでは、議事の(2)を終わります。
続きます、(3)答申について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　答申案は本日この会議が終わりまして、すぐさま作成に移ります。
事務局からの提案ですけれど、中間答申の時には、こちらのほうで作成して会長、副会長とある程度話をして、決まった中で委員の皆様にも再度お示しして、それについてご意見いただいた中で、これでよろしいかと言うことで、本来ならばこのように皆様にお集まりいただいて、審議会の中でご審議いただくところが本来のものと思いますが、夏を迎え皆様ご多忙と申しますし、ご足労かけるのも恐縮ですので中間答申の時と同じように集まることはせず、皆様に書類等お渡しさせていただき意見を集約し、企業長への答申は会長もしくは、会長・副会長により行えればと思っております。答申は7月31日までには行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただ今の説明のとおり、答申は会長、副会長とのことですが、これについて、ご意見やご質問ありましたらお願いします。

委員 　意見なし

議長 　無ければ、答申については、ただいまご審議いただいたとおり進めることよろしいでしょうか。

委員 　了承

議長 　それでは、これで議事の(3)を終わらせていただきます。

次に議事の（４）その他を議題といたします。何かその他についてございましょうか。

事務局

本日が審議をしていただく最後の審議会というかたちになると思いますので一言お話しをさせていただきます。昨年７月に諮問がありまして昨年度５回、本日１回ということで、つごう６回審議会を開催し慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。先ほどお話ししましたとおり答申ということになります。皆様からいただいたご意見等を尊重して、料金改定の事務を進めさせていただきたいと考えております。

今後１０月の議会で議案を提出することとなりますが、それまでの間に、内容を細かく詰めて答申案を詰めていく段階で、料金表等の細部につきまして、三芳水道企業団は、館山市と南房総市に渡っておりまして、南房総市さんも水道事業審議会を開催して料金改定をするという複雑なかたちとなりますので、両者の間で協議をして今日の皆様のご意見の方向性はまったく変えずに尊重しながらも細かい点については、数字等変わる可能性がございますし、今日お示ししました二案が、一言一句変わらず議案になるかということ、協議で方向性はこのとおりでまいりますが、若干の内容は変わる可能性があるかもしれませんので、その辺りはご了承いただきたいと思っております。

今回まで長い間、審議をしていただきまして誠にありがとうございました。

議長

これに対して何かご意見等ございますか。

声が無いようですので、議事の（４）その他を終了します。

以上で、本日の議事は終了しました。みなさまご苦労様でした。

事務局お願いします。

事務局

委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。それでは、これで平成２９年度第１回三芳水道企業団水道事業運営審議会を閉会いたします。